

## 全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程

### 第1条（発行）

1. 全国大学音楽教育学会（以下、「本会」という。）は、全国大学音楽教育学会会則第4条に基づき、「研究紀要」を年1回発行する。
2. 研究紀要の発行は、年度末とする。

### 第2条（委員会）

「研究紀要」の発行にあたり、紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

1. 委員は、地区学会より選任され、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。但し、理事長、事務局長、地区学会により選任された会長は、委員を兼任できない。
2. 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、原則として連続した2期を超えないものとする。
3. 委員長は、委員の互選によりその候補者を理事長に推薦し、理事長が委嘱する。また、必要に応じて、理事会の承認を得て委員を増員することができる。
4. 委員長の任期は、委員の任期から独立し、原稿の募集から発行までの2年とする。
5. 委員会に事務局を置き、研究紀要編集に係る事務を行う。

### 第3条（業務）

委員会は、第4条、第5条及び第6条に示す条項に従って、「研究紀要」の編集及び発行に関する業務を行う。

### 第4条（論文等の区分）

論文等の区分は、次のとおりとする。

- 1) 論文
- 2) 研究ノート
- 3) 実践報告
- 4) 書評・紹介
- 5) 反論
- 6) その他

### 第5条（論文等の募集）

1. 「研究紀要」に掲載する論文等は、原則として教員、保育士養成及び関連分野における音楽教育に関する未発表のものとする。
2. 研究紀要募集要項は、別に定める。

### 第6条（投稿資格）

1. 投稿資格は、投稿申込み時点で本会に1年以上在籍し、会費を納入している者とする。
2. 委員会の委員長及び事務局長は、投稿することができない。

### 第7条（投稿）

研究紀要に投稿できる論文等の数は、単著、共著等の区別なく一人1編とする。

1. 共同執筆の場合は、第一著者が本会の会員であること。また、執筆者の半数以上が本会の会員であること。
2. 研究紀要投稿・執筆要領は、別に定める。

### 第8条（論文等の審査）

1. 投稿された論文等は、委員会の審査（以下、「査読」という。）を経て、掲載するものとする。
2. 研究紀要査読要領は、別に定める。

#### 第9条（著作権）

「研究紀要」に掲載された論文等の著作権は、本会に所属する。

1. 「研究紀要」に掲載された論文等を著者が、学術的な目的及び教育的な目的等において使用することを認める。
2. 研究紀要第1号から第21号までに掲載された論文等にも第9条を適用する。

#### 第10条（配布）

研究紀要は、地区学会事務局を通じて会員へ配布する。

1. 会員には、1部を配布する。また、会員の所属校に1部を配布する。
2. 投稿者には、1部を配布する。また、抜刷り20部を配布する。

#### 第11条（規程の改正）

規程の改正は、理事会の承認を得て決定する。

#### 付則

- ①本規程は平成3年6月11日より実施する。
- ②規程一部改定 平成5年10月20日
- ③規程一部改定 平成6年11月9日
- ④規程一部改定 平成7年6月15日
- ⑤規程一部改定 平成9年3月23日
- ⑥規程一部改定 平成11年9月1日
- ⑦規程一部改定 平成17年2月20日
- ⑧規程一部改定 平成19年2月18日
- ⑨規程一部改定 平成20年2月17日
- ⑩規程一部改定 平成21年2月15日
- ⑪規程一部改定 平成22年9月2日
- ⑫規程一部改定 平成23年9月1日
- ⑬規程一部改定 平成24年2月19日
- ⑭規程一部改定 平成24年8月30日
- ⑮規程一部改定 平成25年3月2日
- ⑯規程一部改定 平成26年8月28日
- ⑰規程改正 2021年3月31日

## 全国大学音楽教育学会研究紀要投稿・執筆要領

全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程第4条及び第5条に基づき、次のように研究紀要投稿・執筆要領を定める。

### 【投稿に関わる事項】

1. 「論文」は、学術的な研究成果等のあるテーマについて論理的に述べたものを取扱う。紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）において査読を行い、掲載の可否を決定する。
2. 「研究ノート」は、学会誌にふさわしい研究、調査等の記事を取扱う。委員会において査読を行い、掲載の可否を決定する。
3. 「実践報告」は、投稿者の所属機関等における授業実践等の報告を取扱う。委員会における査読は行わないが、掲載の可否を検討し決定する。
4. 「書評・紹介」は、教員、保育者養成に関わる音楽教育の発展に寄与すると思われる図書、視聴覚教材等の批評、紹介を取扱う。図書、視聴覚教材等は、原則として5年以内に刊行あるいは発売されたものを対象とする。委員会における査読は行わないが、掲載の可否を検討し決定する。
5. 「反論」は、本会研究紀要に掲載された論文等に対する反論を取扱う。論文等は、原則として3年以内に掲載されたものを対象とする。委員会における査読は行わないが、掲載の可否を検討し決定する。

### 【執筆に関わる事項】

1. Microsoft - Word を使用し、B5 用紙横書き 40 文字×34 行、本文は MS 明朝 10.5 ポイントで執筆する。
2. 頁の上限は、英文要旨及び注釈等を含み、「論文」が 10 頁、「研究ノート」及び「実践報告」が 6 頁、「書評」及び「反論」が 4 頁、「紹介」が 2 頁とする。
3. 1 行目に和文タイトル、2 行目に英文タイトル、3 行目に所属校名及び投稿者名、4 行目に投稿者の英文名、5 行目に所属する地区学会名を記載する。但し、タイトルが 2 行に渡る場合等はその限りでない。
4. 「論文」「研究ノート」及び「実践報告」は、3 の後、200 語程度の英文要旨を記載する。
5. 4 の後、論文の内容を示すキーワード（5 語以内）を日本語及び英語で記載する。
6. 図、表、楽譜等は、鮮明なもの（白黒）を原稿挿入位置に貼付する。
7. 注、註、注釈などは「注」に統一する。また、「注」と「引用文献」は区別し、「注」は本文の補足説明、「引用文献」は文献史料の記載とする。
8. 査読を円滑に行うために、600 字程度の和文による要旨を添付する。
9. 提出に際し、委員会の委員長及び委員会の事務局あてに原稿をメールで配信する。また、印刷した原稿 3 通を委員会の事務局へ書留にて郵送する。
10. 査読を経て最終提出する際には、電子媒体にテキストファイルで記録したデータを提出する。

### 【申合せ事項】

1. 英文要旨は、投稿者の責任において英語を母国語とする人等の検閲を受ける。
2. 引用文は、次のとおり扱う。

1) 本文中の引用文は「」で括る。  
2) 引用文には[1]、[2]のように、文末右上に通し番号を付け、本文の最後の引用一覧にまとめて記載する。

3) 引用文で必要のない部分を省略する場合は、「～（中略）～」とする。

3. 文献は、次のとおり扱う。

1) 引用文献は、著者名、発行年、『書名』、発行所、頁の順に記載する。また、雑誌等の場合は、著者名、発行年、「論文名」『雑誌名・紀要名』巻号、頁の順に記載する。文献が欧文の場合は、書名をイタリック体で記載する。

2) 本文中の「注」で、同じ文献をくりかえし取り上げる場合は、先に挙げた文献の注番号のみとし、引用した頁を記載する。

3) 引用文が単頁の場合は、「p. 00」、複数頁に亘る場合は、「pp. 00-00」と記載する。

〔記載例〕

・南 曜子(1999)「言語習得期における発話と歌の関係」『音楽教育学』第 29-1 号、pp. 17-18.

## 全国大学音楽教育学会研究紀要査読要領

全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程第8条に基づき、次のように研究紀要査読要領を定める。

1. 研究紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）において、査読者の選任を行う。
2. 投稿された1編につき2人以上の査読者を置く。査読者の内、1人は委員会の委員が主査として担当する。
3. 委員会は、主査から提出された査読結果を検討し、委員会としての統一見解を投稿者に返送する。
4. 執筆者は、査読結果に応じ、修正を行う。査読結果に異議があれば、根拠を明らかにして意見を提出することができる。
5. 委員会は、投稿者からの修正及び意見を検討し、必要がある場合は、再修正を求めることができる。
6. 1～5の手続きを経て、委員会は、論文掲載の可否を決定する。
7. 掲載「否」となった論文は、委員会の見解を付け、投稿者に返送する。